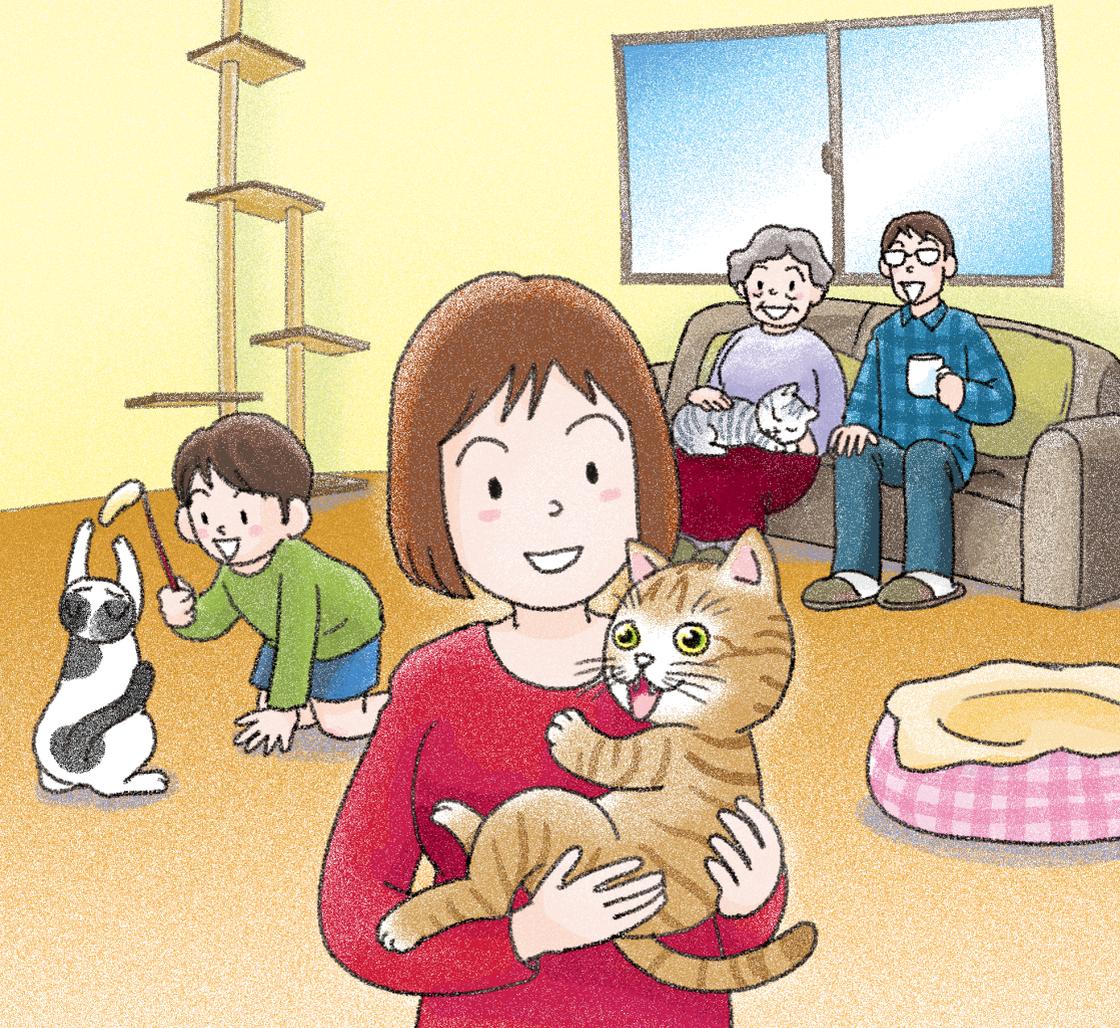


千代田区 人と猫の共生ハンドブック

# 猫と 幸せに暮らす



# CONTENTS 目次

3

ページ

はじめに

4

ページ

猫と暮らすと  
いうこと

6

ページ

猫は  
「完全室内飼育」に

8

ページ

適正なケアと  
健康管理

10

ページ

かならず去勢・  
不妊手術を  
しましょう

12

ページ

千代田区の  
「飼い主のいない猫」  
への取り組み

14

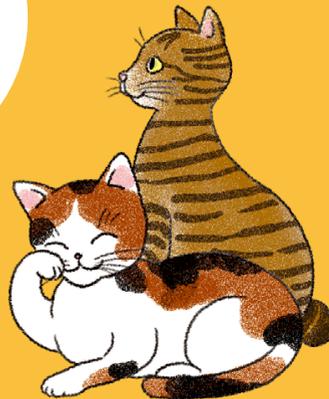
ページ

猫のための  
防災対策

15

ページ

猫のために  
遺言を書く



## はじめに

近年、猫の人気が高まっています。都会のマンションでも共に暮らすことができ、犬のように散歩に連れて行くこともないからでしょうか、今や犬の飼育頭数を追い越し、人気ナンバーワンの伴侶動物となりました。猫と暮らせば、心身が癒されて健康維持にもつながることが各国の研究からも明らかになっています。

しかし、猫をめぐる問題が引き起こされることも少なくありません。飼い主の高齢化、入院、入所、死亡などで猫が行き場を失うことや、不妊・去勢手術を怠ったため猫が過剰に増えて多頭飼育状態になり飼育が維持できなくなる「多頭飼育崩壊」も発生しています。

このハンドブックでは、人も猫も幸せに暮らすための基本的な知識をお伝えします。お役立ていただければ幸いです。

# 猫と暮らすということ

## 🐾猫は野生動物ではなく「伴侶動物」

猫は、野生動物ではありません。生物学上の分類では、ネコ科ネコ属の「イエネコ」。およそ9千500年前から人と共に暮らして来ました。

猫にとって戸外での生活は過酷です。厳寒、豪雨、降雪と天候の激変にさらされ、車にはねられたり、他の猫とけんかして怪我を負ったり感染症にかかったり、つねに死と隣り合わせで生きて行かなければなりません。猫は「伴侶動物」であり、家庭で人のお世話を受けて暮らすのが幸せなのです。

## 🐾終生、愛情と責任を持って飼育する

法律で登録が義務付けられている犬と違い、猫については登録の義務はありません。けれども、ひとたび猫を家庭に迎えたなら、飼い主としての責任と義務を負うことになります。終生、愛情と責任を持って飼育しましょう。飼い主が猫を適正に世話せず衰弱させるなどの虐待（ネグレクト）を行ったら、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護管理法」）違反で、100万円以下の罰金。猫を捨てるのも動物愛護管理法違反で、100万円以下の罰金と定められています。しかし、猫の遺棄はいまだに後を絶ちません。「遺棄」といっても、猫をどこかに捨てるといった「作為の遺棄」とは限らないようです。たとえば、猫が外へ出たまま帰って来なくても積極的に探そうとしない。去勢・不妊手術を行わず放し飼いにして、猫が増えるのを放置する。引っ越しのときに猫を置き去りにする。これらはすべて「不作為の遺棄」といってよいでしょう。なお、飼い主がいるかどうかにかかわらず、猫は「愛護動物」です。猫をみだりに殺したり傷つけたら、動物愛護管理法違反で、2年以下の懲役または200万円以下の罰金に処せられます。

## 動物の愛護及び管理に関する法律

猫を適正に飼育しない「虐待（ネグレクト）」・飼育を放棄する「遺棄」・みだりに殺したり傷つける「虐待」は犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。



**NO!**

愛護動物に対し、みだりにえさや水を与えずに衰弱させるなど虐待（ネグレクト）を行ったら  
→100万円以下の罰金

**NO!**

愛護動物を遺棄したら  
→100万円以下の罰金



**NO!**

愛護動物をみだりに殺したり傷つけたら  
→2年以下の懲役または200万円以下の罰金



# 猫は「完全室内飼育」に

## 🐾 家の外は危険がいっぱい

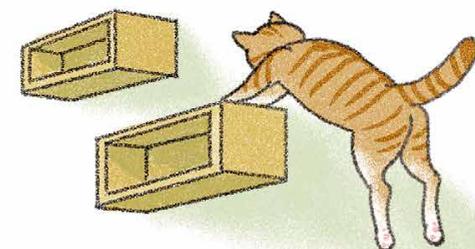
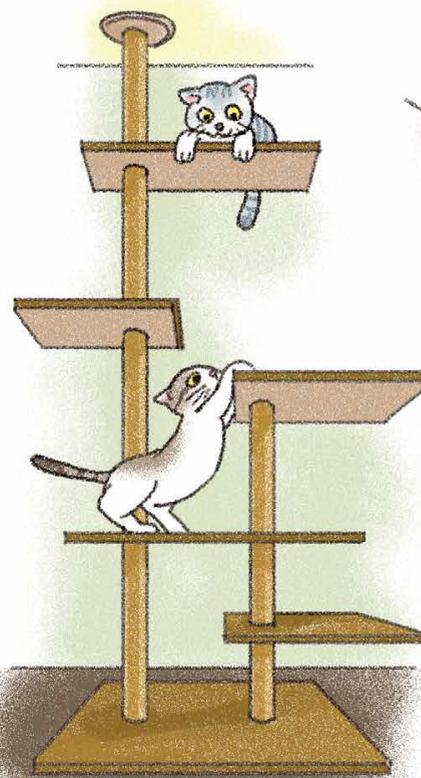
しばらく前までは、猫を「放し飼い」にする人もいましたが、家の外は猫にとって危険がいっぱいです。猫が外に出れば、車にはねられる危険性があります。そのまま家に帰れなくなり、行方不明になる可能性も高いです。猫は、自分のテリトリーとする空間が守られていれば、それが室内の限られたスペースであっても、ストレスなく暮らせる動物です。室内のみで飼育しましょう。

## 🐾 部屋の中の安全チェック

猫をベランダに出せば、転落する危険性があります。最近では、2階くらいの高さから落ちて大怪我をして、死亡したり障害を負う例も見られます。

キッチンでは、家族が料理している時に猫が火傷を負う事故が起きています。鶏の骨など猫が食べると危険なものを食べないように、ゴミ箱はふた付きのものを選びましょう。鉢植えにも注意が必要です。猫が中毒を起こす植物は多く、中でもユリは致死的な症状を引き起こします。風呂場で猫がおぼれる事故も起きていますので、バスタブに湯が入っているときは、必ず戸を閉めましょう。

「上下運動」ができる工夫で運動不足とストレス解消



キャットウォークを設置するのが可能であれば、猫は高い位置を歩くことができ、喜びます。

猫にとって大事なのは「上下運動」ができること。家具の上に物をのせないようにして、猫が上がったり下りたりできるようにしましょう。キャットタワーを設置すれば、猫は「木登り」や爪とぎ、上から室内を見渡すこともできます。

## 適正なケアと健康管理

### 猫の習性、行動、 生理についての 知識を持つ



猫は「家族の一員」ではありますが、人間ではありません。人も猫も幸せに暮らすためには、愛情と責任感はもちろん、猫の習性や行動、生理について知っておく必要があります。猫の行動学の専門家によれば、猫を人に従わせようとするのではなく、人が猫に合わせると、猫との関係はうまくいくようです。猫が眠っているときに起こしたり、放っておいてほしいときにかまったりするのはNG。猫がかまわれたがっているときに遊んであげましょう。

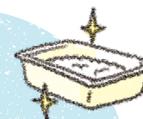
猫は「家族の一員」ではありますが、人間ではありません。人も猫も幸せに暮らすためには、愛情と責任感はもちろん、猫の習性や行動、生理について知っておく必要があります。猫の行動学の専門家によれば、猫を人に

### 適切な食事で 健康&長寿



栄養バランスのとれた食事を手軽に与えるには、キャットフードが便利です。基本はドライフード。「総合栄養食」の表示があるものを選びます。総合栄養食とは、その製品と水だけで猫の健康を維持できるように栄養素がバランスよく配合されているフードです。人間の食事は与えないようにしてください。猫が食べると害になる食品が少なくありません。かまぼこやちくわ、干物などの加工食品は塩分を多く含み、腎臓に負担がかかります。玉ねぎなどにおいの強い野菜は貧血を起こす恐れがあるので要注意。チョコレートも有害なので気を付けましょう。

### 清潔な トイレがいい



猫は、いつもおなじ場所で排泄する習性があるため、トイレで排泄するように仕向けるのは難しくありません。とはいえ、猫は清潔好きな動物。トイレに排泄物を長時間放置したままにすれば、トイレ以外の場所で排泄してしまうこともあります。こまめに掃除して、清潔を保ちましょう。

猫は、いつもおなじ場所で排泄する習性があるため、トイレで排泄するように仕向けるのは難しくありません。とはいえ、猫は清潔好きな動物。トイレに排泄物を長時間放置

### 病気は 予防が肝心



猫は、病気にかかっている場合、具合の悪さを見せようとしない動物です。家族が症状に気づいて動物病院に連れて行ったときには治療が難しくなっていることが少なくありません。定期的な健康診断と予防接種を受けさせ、病気の予防と早期発見につとめましょう。ワクチンとしては、猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症の「三種混合ワクチン」を接種するのが一般的です。

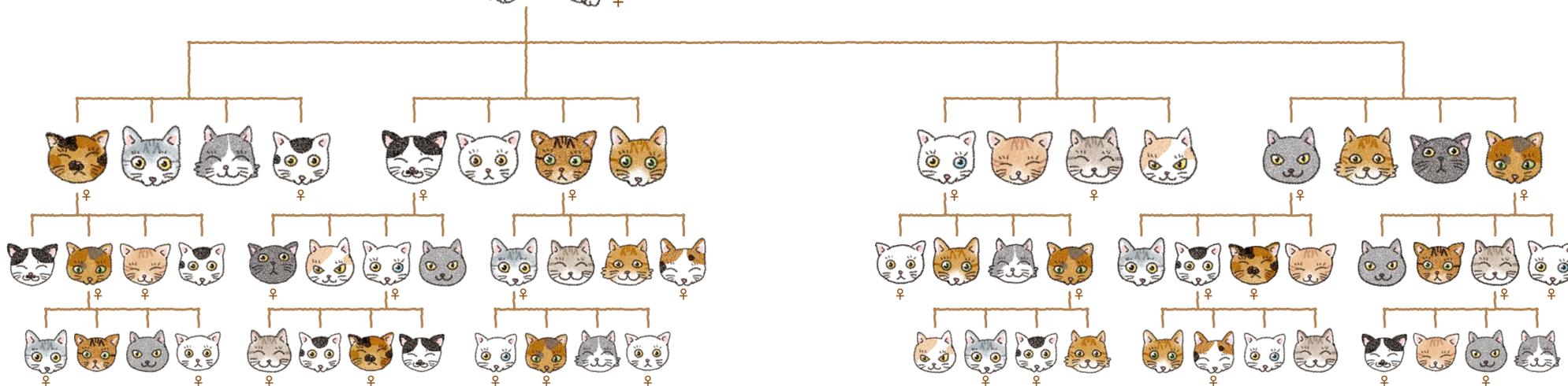
人の医療費については健康保険のおかげで一部の負担ですみますが、動物の医療費は通常、全額負担です。「ペットの医療費は高い」という印象がありますが、医療機器や薬品等は人に使われているものとほぼ同様ですので、高額になるのも無理からぬことかもしれません。そのため、近年では、動物の医療保険（ペット保険）を利用する人も増えています。

## かならず去勢・ 不妊手術をしましょう



## 猫は、まさにネズミ算ならぬ 「猫算」で増えていく

去勢・不妊手術を行わなければ、  
猫はどんどん増えていきます。生  
まれた子猫をすべて飼えますか？



飼い主の責務として、特別な事情がないかぎり、猫に去勢・不妊手術を受けさせてください。去勢・不妊手術は、動物愛護管理法でも飼い主の責務とされています。去勢・不妊手術を受けさせないとどうなるのでしょうか。個体差はありますが、雌は生後6か月前後、雄は生後10カ月前後で性成熟を迎えます。発情すると、雌は、近隣に響き渡るような大声で鳴きます。雄は、自分のテリトリーを誇示するために、しっぽをぴんと立て、尿を家具などにかける「スプレー」行動をするようになります。スプレー尿が放つにおいは強烈です。手術を行わず、人と猫が共に暮らすことは難しいでしょう。

たとえば、ここに雄と雌、2頭の猫がいるとします。雌は1年間に3、4回出産が可能です。1回の出産で生まれる子猫は平均4頭。生まれた子猫の半数が雌だとして、それぞれが4頭ずつ子猫を産みます。生まれた子猫たちの半数

が雌だとして、それぞれが4頭ずつの子猫を産み…。新世代がどんどん増えていくのと同時に、最初の雌も、最初の雌が産んだ雌猫たちも、その雌猫たちが産んだ雌猫たちも休むことなく子猫を産みつづけるでしょう。そうして最初は2頭だったものが、3年後には2～3千頭に増える、という計算になります。まさにネズミ算ならぬ「猫算」。生まれた猫のすべてを飼いきれない状態になるまではあっという間です。

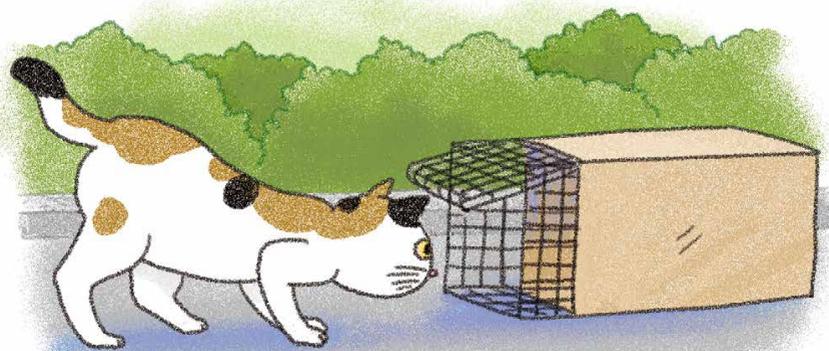
最近では、早期の去勢・不妊手術も普及しつつあります。手術が間に合わず妊娠してしまっは大変。生後3か月から8か月の間に手術を受けさせましょう。手術をすれば、猫は発情しなくなり、大声で鳴いたり、スプレーをしたり、異性を求めて外出しようとすることもなく、心も体も健康で幸せです。

# 千代田区の 「飼い主のいない猫」への取り組み

## 🐾 行政とボランティアが協働して 去勢・不妊手術を実施

千代田区では、保健所とボランティアが連携・協力して飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を行い、頭数が増えないようにして、一代限りの命を地域で見守っていこうという取り組み、「TNR」(Trap/Neuter/Return=捕獲/去勢・不妊手術/元の場所に戻す)を行っています。

近年では、TNRから一歩進めて、子猫や、性格が穏やかで人に慣れやすい成猫の譲渡をめざす取り組みも行われています。区役所等で年に数回、区と区内のボランティア団体「ちよだニャンとなる会」が協働で「猫の譲渡会」を開催していますので、猫を家族に迎えようとお考えの方は、ぜひ譲渡会にご来場ください。



## 🐾 外で暮らす猫に食べ物を与えるなら

千代田区内の飼い主のいない猫に食べ物を与えている人は、その猫に去勢・不妊手術を受けさせましょう。猫を一時保護するのに使う捕獲器を保健所で貸し出しているのです、ご相談ください。去勢・不妊手術費用などの助成制度もあります。自分たちだけで捕まえて手術することが難しい場合は、保健所を通じてボランティアの協力を得ることも可能です。猫に食べ物を与えたら、食べ残しの後片付けと排泄物等の掃除を行うなど、周囲の生活環境美化にもつとめてください。

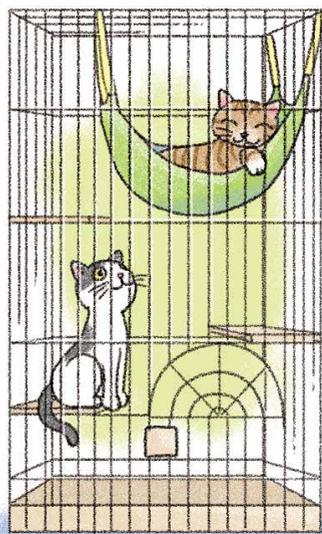
### 千代田区では、平成23年から「殺処分ゼロ」

近年、動物愛護が普及し、東京都も「東京オリンピック・パラリンピックまでにペットの殺処分ゼロをめざす」との目標を掲げていますが、千代田区では全国に先駆け平成23年に「猫の殺処分ゼロ」を実現しました。千代田区でも、かつては外で暮らす猫についての苦情が保健所などに数多く寄せられていました。「排泄物が臭い、汚い」「エサやりをやめてほしい」「外の猫が子猫を産んだ」「車にひかれた猫がいる」「病気やけがの猫がいて、かわいそう」等、猫を迷惑に思う人からも、猫を可哀想に思う人からも声上がり、「飼い主のいない猫」への取り組みが始まったという経緯があります。その結果、地域環境と生活衛生が向上し、動物愛護が推進されました。

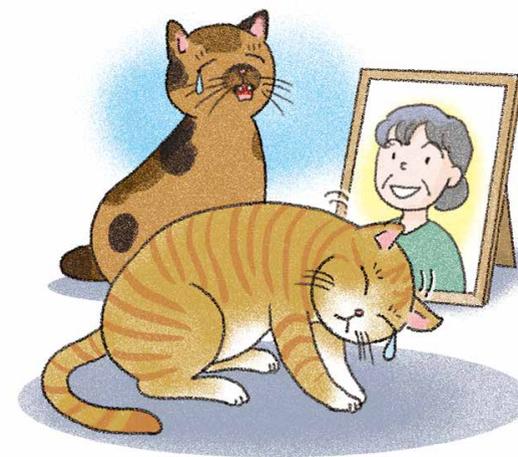
## 猫のための防災対策

猫のための防災対策でもっとも重要なのは平常時の備えです。「千代田区地域防災計画」によれば、区内全域が「地区内残留地域」。地震が発生しても、自宅での生活が可能であれば自宅にとどまり、ライフラインの途絶えた状態で猫と過ごすことが想定されます。ペットボトルの水、キャットフード、トイレ砂、薬（処方されている場合）は多めに備蓄しておきましょう。窓やドアが壊れて、猫が外へ出てしまう可能性もあります。平常時からケージで過ごせるようにしておくとうれしいです。災害時に猫が行方不明になってしまうことは少なくありません。離ればなれになってしまった猫と再会するためには、マイクロチップが有効な手段です。マイクロチップの装着については、動物病院に相談してください。

万が一、自宅が倒壊したり火災が発生するなど危険を感じた場合は、すみやかに猫を連れて避難してください。環境省のガイドラインでも千代田区のマニュアルでも、可能な場合はペットと「同行避難」するのが原則です。キャリーバッグに入って戸外を移動し、自宅以外の場所で見知らぬ人や動物と過ごすストレスができるだけ小さく、すむよう、平常時から来客や他の動物に合わせるなどして家族以外の存在に慣らし、猫を社会化しておきましょう。



平常時からケージに慣らしておきましょう。



## 猫のために遺言を書く

「自分に何かあったら、愛猫はどうなってしまうのか」と考えたことのある人は少なくないでしょう。飼い主の高齢化、入院、入所、死亡などで猫が行き場を失うことがあります。どれほど愛情をかけていた猫でも、誰も引き受ける人がいなければ、自治体の収容施設が引き取らざるを得なくなり、最悪の場合、殺処分になる可能性があります。

愛猫を守るために何ができるでしょうか。最低限のこととして、信頼のおける人に愛猫のことを頼んでおきましょう。猫の名前、特徴（毛の色柄など）、性別、（推定を含め）生年月日、性格、食事、病歴などの情報を書いたものを渡しておけば、いざというとき、人も猫も新しい生活に入りやすくなります。

最近、動物のために「公正証書」の遺言を書く人も増えているようです。猫が遺産を相続することはできませんが、「付帯事項」で信頼のおける人に愛猫とお金（養育費・医療費・謝礼）を遺贈することを書いておけば、猫は路頭に迷わずにすみます。遺言については、公証役場、弁護士、司法書士、行政書士、区の花法律相談窓口などに相談してください。猫は大切な家族です。



## 千代田区 人と猫の共生ハンドブック 猫と幸せに暮らす

平成30年発行

制作・発行 千代田保健所地域保健課

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-2-14

TEL 03-5211-8164 FAX 03-5211-8190

千代田区ホームページ <http://www.city.chiyoda.lg.jp/>

監修 赤坂動物病院 総院長 柴内裕子

赤坂動物病院 院長 柴内晶子

編集・執筆協力 香取章子

イラスト 鳥飼規世